

改正

令和2年9月28日訓令第36号
加西市低入札価格調査制度取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により、建設工事の入札に適用する低入札価格調査制度の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、工事費（消費税及び地方消費税を含む。）が2億5千万円以上の入札に付する工事とする。

(低入札価格調査基準価格及び調査基準最低価格の設定)

第3条 対象工事に係る低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下この項及び次項において同じ。）に10分の7.5を乗じて得た額から予定価格に10分の9.2を乗じて得た額の範囲内で適宜に定めることができる。

- 2 調査基準最低価格は、これ以下の価格をもって、契約内容に適合した建設工事が行えないと判断する金額で、予定価格に10分の6.5を乗じて得た額から予定価格に10分の7.5を乗じて得た額までの範囲内で適宜に定めることができる。
- 3 調査基準価格及び調査基準最低価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(落札者の決定の保留)

第4条 契約担当者は、入札の結果、調査基準価格を下回り、調査基準最低価格以上の範囲の価格（以下「調査基準内価格」という。）による入札を行った者がある場合は、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定する旨を入札者に告げた上で入札を終了する。

- 2 調査基準最低価格を下回る入札を行った者がある場合は、当該入札者を次条の規定による調査の対象及び落札者とししないものとする。

(調査の実施)

第5条 契約担当者は、前条の規定により落札者の決定を保留した場合は、調査基準内価格で、対象工事が適切に履行されるか否かについて、直ちに次に掲げる資料を提出させ調査を行う。

- (1) その価格で入札した理由
- (2) 手持ち工事の状況
- (3) 事業所・倉庫等の地理的条件
- (4) 手持資材の状況
- (5) 資材購入先と入札者の関係
- (6) 手持ち機械の状況
- (7) 労務者の具体的供給見通し
- (8) 過去に施行した公共工事名・発注者
- (9) 経営内容
- (10) 公共工事の成績状況

(11) 経営状況、信用状況

(調査結果の取扱い)

第6条 契約担当者は、調査結果に事業担当者の意見を付して、低入札価格審査委員会（以下「審査委員会」という。）に提出し、落札決定の適否について意見を求める。

2 審査委員会は、調査資料を受理後、直ちに審議し、審査委員会の意見を付して契約担当者に通知する。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、契約担当者から提出された資料に基づき、対象工事が適切に履行されるか否かについて審議する。

2 審査委員会の組織及び運営方法は、入札参加者審査委員会規程（昭和47年加西市訓令第11号）に定める入札参加者審査委員会に準じる。

(落札者の決定)

第8条 審査委員会から落札者として適切である旨の通知があった場合は、最低価格入札者を落札者とする。

2 審査委員会から落札者として不適切である旨の通知があった場合は、最低入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低価格入札者の価格に次ぐ価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。この場合において、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回った入札であるときは、第5条から前条の手続を行う。

(落札者の決定通知)

第9条 契約担当者は、前条により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者に落札者として決定した旨を通知するとともに、他の入札者に対してその結果を通知する。この場合において、次順位者を落札者として決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とししない理由を付して通知するとともに、他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知する。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月28日訓令第36号）

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。